

土砂災害危険箇所区域内住民への周知・啓発について

◆経緯

- ・近年の集中豪雨対策として、市民の安全確保及び防災意識への向上への取り組み

◆内容

- ・毎年、梅雨前に土砂災害警戒区域・特別警戒区域等の区域内住民に対して、土砂災害に関する周知・啓発資料の全戸配布
- ・大雨や警報時において土砂災害危険箇所の現地パトロール

◆効果

- ・市民が土砂災害危険箇所や避難場所等を把握することで防災意識の向上に繋げる
- ・全戸配布にあたっては、危機管理部局、都市基盤整備部局、上下水道部局等と連携し職員が直接配布することで市民の安心に繋げる
- ・警報発令時等、現地パトロールを実施することで市民の安全確保に繋げる

別紙、周知・啓発資料参照

土砂災害危険箇所区域内住民への周知・啓発について

あなたのお住いの場所は「**土砂災害の危険箇所区域**」です。

- ・台風や大雨の際には、近くの急傾斜地の状況や気象情報等に十分注意するとともに、避難場所等について確認していただきますようお願いいたします。
- ・お住まいの地域の災害時避難所は、

明和小学校、梅が丘小学校、第四中学校 となります。

避難の必要があるときは、避難所の開設状況をテレビのデータ放送「dボタン」等で確認し避難してください。

避難所の開設順序：

①各コミュニティセンター ⇒ ②小学校 ⇒ ③中学校 ⇒ ④その他公共施設
⇒ ⑤府立・私立学校

【避難情報等の確認方法】

- ・テレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押せば情報を見ることができます。）
※防災冊子「命を守るワガヤノ防災」P.41 参照。
- ・防災行政無線（学校等に設置するスピーカーから放送が流れます。）
- ・防災行政無線電話応答サービス：072-824-2037
（防災行政無線の内容を聞き逃した場合、上記の電話番号で同じ内容を確認することができます。）
- ・市広報車が地域を巡回してお知らせします。
- ・「メールねやがわ」によるメール配信（登録制）
（neyagawa@e.ikkr.jp に送信し、手順に沿って登録）
- ・おおさか防災情報メールによるメール配信（登録制）
（touroku@osaka-bousai.net に送信し、手順に沿って登録）
- ・市公式アプリ「もっと寝屋川」による配信
- ・寝屋川市ホームページ（<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>）

※令和元年5月29日から災害時の防災情報の伝え方が変わりました。詳しくは別紙のチラシ（内閣府(防災担当)・消防庁）をご覧ください。

【問合せ】

- 土砂災害警戒区域等の指定に関すること 大阪府河川室河川環境課
電話（代表）06-6941-0351
- 土砂災害警戒区域等の確認に関すること 寝屋川市都市基盤整備部審査指導課
電話 072-825-2798
- 避難情報等に関すること 寝屋川市危機管理部防災課
電話 072-825-2194